

## ◆ ケアマネジャーのための情報誌 ◆

# ケアマネ

# SAPPORO

2016.10.1 発行

発行

一般社団法人  
札幌市介護支援専門員連絡協議会

事務局

〒001-0010  
札幌市北区北10条西4丁目1  
SCビル2FTEL 011-792-1811  
FAX 011-792-5140

第102号

- P1~2. 「医療事前指示書を知っていますか」 札幌市立大学大学院看護学研究科 教授 スーディ 神崎 和代
- P3. 札幌市からのお知らせ「定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスに関するQ&A」のご案内／札幌市ケアマネ連協からのお知らせ
- P4. 知っ得(特別授業) 第5回「話の断わりかた」北海道医療大学看護福祉学部 准教授 長谷川 聡
- P5. 岡田しげひこ先生の住宅改修ワンポイント講座 (第2回トイレ)
- P5. こんにちは！役員 (東区支部・白石区支部)
- P6. わたしの仕事の流儀～事例をまとめることの意味と書き方、そして事例検討～ 副会長 宮川 亮一
- P7. KPC24 きらり★ポジティブケアマネジャー [ケアマネ奮闘記①～ けいら居宅介護支援事業所 計良 周]  
[ケアマネ奮闘記②～ 西野ケアセンター 橋本 江美]
- P8. 日本介護支援専門員協会 全国大会(第10回)in北海道について(たいかいだよりvol. 6)



## 医療事前指示書を知っていますか

札幌市立大学大学院看護学研究科 教授 スーディ 神崎 和代

医療事前指示書(アドバンスダイレクティブ、以下事前指示書)はアドバンスケアダイレクティブと呼ばれる場合もありますが、何れにしても【個人の判断能力や思考力に問題のない時から、生命の回復が困難な状況になり、かつ医療的処置について判断する能力がない状況になった時のために、医療処置に関する自分の意思を事前に文書で示しておくこと】を指します。

そのルーツは1960年代後半の米国にあります。医療技術が目覚ましく発達していく中で不必要な延命治療や回復の見込みがないにも拘わらず、本人の意思確認がないままに必要以上の侵襲的医療処置が施されることによるさまざまな苦痛な状況が多く見られたことが背景にあります。そこで、イリノイ州の弁護士が「各自がそれぞれに事前に意思を示すこと」を提案したことに始まります。その後、米国では約20年をかけて法制化されました。

医療技術の進歩、高度医療機器や強力な抗生物質の

開発などに伴い、かつては救命が困難とされた病状も回復に導けるようになりました。これらの恩恵を受けて多くの人々が救われているのも事実です。しかし、すべてを尽くした救命が逆に穏やかな終焉を妨げる事例が発生しているのも事実です。

事前指示書についての考え方は国や文化、あるいは立場によって差異はありますが、今の日本においては重要、かつ真摯に受け止めるべき案件であると考えます。事前指示書は「自然死を促進する」のが目的ではなく、終末期の在り様を自ら事前に考えて意思表示をすることを指します。例えば、本人の意思確認が出来ないために、回復が見込めない場合でも胃瘻造設をしてしまう事例は多くあります。【胃瘻造設をしない】ことを促進するという意味ではなく、本人の意思確認が大切だということです。

筆者による日本人を対象とした2年間の研究で、以下の事が改めて明らかになりました。

①専門職者を含めて一般に【事前指示書】に関する情報提供や学習の機会がない ②日本には一般に使用できる様式がない ③日本では、自身の医療については医師に丸ごと委任する傾向があったし、終末期の決断に関しては家族任せになっている。同時に大学生、一般市民を対象とした調査では 80-100%が【事前指示書は必要である】とし、【様式と学習の機会があれば書く】と回答しました。

これらの研究結果と欧米の歴史と状況を踏まえて、日本の文化に配慮しつつ、かつ法律家や医師らと意見交換を重ねて【医療事前指示書\*】を2016年春に出版するに至りました。その際、市民レベルで理解し易い医療用語の説明に努めました。それは内容を十分に理解した上で、事前指示書は書くべきだからです。

事前指示書は二つの柱で構成されています。ひとつは医師などの医療従事者・ケア提供者への指示、過剰な治療の諾否、食物・水分の摂取についての指示、チューブや人工呼吸器などの医療機器使用の諾否、抗生物質・鎮痛剤の使用、その他の具体的な指示です。

もうひとつは【医療委任状】です。それは、将来の新たな医療技術発展に伴い、今までできなかったことが可能になった場合に備えて、あるいは準備された事前指示書では判断できない場合に本人に代わって医療行為についての判断などをする人を事前に決めておくことです。

昨今、話題になることの多いエンディングノートや尊厳死とは異なります。大切なことはその時点での自身の意思であり、それらを定期的に見直すことが大切です。

ケア（医療、看護、介護など）提供者の立場で事前指示書を考える時、自らが事前指示書について学び、実際に書いてみるのがカギとなります。自身が一人の人間として書くことを試みる事で、はじめてケア対象者が直面するであろう葛藤、想い、心情に共感できますし、自らが出来ないことを対象者に求めることは適切ではないでしょう。また、十分な理解なしに想いを共有することは困難であろうと考えます。

次に、事前指示書は三つの重要な価値観に支えられ

ていることをお伝えしたいと思います。

- ① 生命は如何なるものにも換え難く、尊く、神聖である。
- ② 自立した意思決定は常に尊重・維持されるべきである。
- ③ (①と②を述べたうえで) ひとを不必要に苦しめてはならない。

筆者の事前指示書に関する研究の中で、多くの人々が【自分が亡くなることを想像するのが困難】と答えていました。誰もが一度は経る過程でありながら、他界した人が戻ってきて【亡くなること】について教示してくれませんか、もっともな回答だと理解しています。従って、ケアに関わる専門職者は可能な限りの技術と知恵で、人がこの地上での命を終える時の準備を支援する必要があります。それには自らが【その人】の立場になって、自らの命について考える必要があります。事前指示書作成も然りです。

どの人の終末期も可能な限り穏やかで苦痛の少ない、そして、その人が願っているかたちで過ごすことを可能にすべきであり、それは人としての最期の尊厳の証でもあると考えます。専門職者は一般市民が持たない知識と技術を有しています。それらを駆使して人を支えるのが、専門職者が専門職者と呼ばれる所以ではないでしょうか。

全ての死の3割ほどは、予測していない突然の死だと統計で示されていますから、事前指示書は高齢者や病を得ている人たちだけに関わることではないのです。出来るだけ若い時から考え、全ての人が準備をすべき事柄なのです。

\*スーディ神崎和代 他. (2016). 医療事前指示書.  
ナカニシヤ出版

## 札幌市からのお知らせ

### 「定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスに関するQ & A」 のご案内

札幌市保健福祉局高齢保健福祉部事業指導担当課

札幌市では、定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスをご利用いただくために、サービスに関するQ & Aを作成いたしました。

つきましては、市ホームページの下記リンク先において公表しておりますので、市民の方への周知及び業務にご活用いただきますようご案内いたします。

#### 【リンク先】

<https://www.city.sapporo.jp/kaigo/k200jigyo/teikijyunkaigenjyou.html>

## 札幌市ケアマネ連協からのお知らせ

### 「介護保険サービス提供事業者調査票」について



11月中に、札幌市より『介護保険サービス提供事業者調査票』が各サービス事業所に送られてくる予定です。

次期の介護保険事業計画や各施策に反映させる大切なアンケートです。アンケート最後に自由記載欄も設けられております。締切期日までの回答返信につきまして、各サービス事業所のご協力をよろしくお願いいたします。

### ホームページから支部の研修会等の参加申込みが可能です



ほちっ

研修会の参加申込みについて、現在ホームページの入力フォームからもお申し込みが可能です。


「研修案内」ページおよび「区支部研修情報」ページにある [各支部研修会申込みフォーム](#) ボタンをクリックしてご利用ください。操作には、会員ログインが必要です。会員ログインのIDとパスワードは郵便封筒の住所シールに記載しています。

※なお現在お申し込みができる研修会は、ケアマネ連協が主催する各区支部の定例研修会、ケアマネ資質向上研修、全体研修会および札幌市主催の各区のケアマネジメント能力向上研修になります。

ホームページでは、ケアマネ求人案内や札幌市Q&A（会員ログイン後閲覧可）等も掲載しています。



随時、更新していますので、お時間許すときにご覧ください。

ケアマネのためのスキルアップ情報コーナー 


知っ得  
特別授業

## 信頼されるケアマネのコミュニケーション 第5回『話の断わりかた』

北海道医療大学看護福祉学部 准教授 長谷川 聡  
(コミュニケーション学)



ケアマネと利用者の話し合いは調整や合意を必要とする内容が多いでしょう。しかしそれが折り合わないこともあります。希望通りのサービスが提供できない。サービスの受給資格要件が整わないために利用できない。そもそも希望するようなサービスメニューがない。その他、クライアントの気持ちを理解はできるが、ケアマネとしてその要望に応じられないということがあります。そのような時にはどう伝えればよいのでしょうか。

ポイントは、こちらの否定的な情報提供に対するクライアントの受け止め方を、そこまでのやり取りからあなたが十分に見極めておくことです。ストレートに、あるいはダイレクトに「それはできません」「それは利用できません」と言って大丈夫か。あるいは少し柔らかく「大変残念ですが、それはちょっと難しいです」「そうして差し上げたいのはやまやまですが、残念ながら・・・」と、表現したほうが良いのか。クライアントの受け止め方や応じ方を予め見極めつつ、表現方法を選びます。ケアマネとクライアントの関係性によっても違ってきますので、ここでは「適宜適切に対応する」とだけお伝えしておきます。

ご法度つまり、ケアマネとして言うてはいけないことがあります。それは「もしかすると、できるかもしれませんが」とか、「～ができれば/整えば、・・・は可能です」のように、クライアントに期待を持たせる表現です。私も若い頃にセラピストやケースワーカーをし

ていた時、先輩や上司から特に指導を受けた禁忌事項の一つです。気の優しい人や、クライアントがちょっと強面(こわもて)で自分が気弱になったりすると、つい!「もしかすると、できるかもしれませんが」と言ってしまうかねません。「あの時、できると言ったじゃないか」と言質(げんち)を取られ、後でトラブルのもとになるのです。話の断わりかたではありませんが、心身・生活状況の予後等についても「良くなるかもしれませんね」は戒めるべき表現で、「良くなるといいですね」「良くなることを心から願っています」と言うべきです。理由はお分かりになりますね。

最後に。私が臨床現場で学んだノウハウの一つに「断るな、断られる」というスキルがあります。クライアントに制度利用や法律、あるいは検査や評価の結果を伝えて、その該当条件や要件も丁寧に説明していきます。すると、ある時点でクライアントのほうが「それはもしかすると、私の場合は該当しないということでしょうか」と自身で判断して尋ねてきます。そうなれば、こちらとしては「ええ、残念ですが、そういうことですね」とだけ言えば良いのです。「あなたは該当しません」「あなたは利用できません」とダイレクトな否定的表現を用いずに済みます。ケアマネ側に説明力があり、クライアント側に理解力があれば一番良い方法です。そしてまさにこれこそが「説明と納得」の一つのコミュニケーションスタイルですので、それを信じて時間をかけて説明するのが基本的な対応の仕方です。

### ケアマネジャーの皆様へ、ケアマネ川柳 を募集いたします!

応募方法→Eメール、FAX、会ホームページのお問い合わせフォーム等で、以下ご連絡ください。

- ・氏名と会員No (お名前は掲載いたしません。景品をお送りする場合に確認するのみです)
- ・ペンネームとケアマネ川柳

今回はケアマネSAPPORO12月号です。テーマは、「冬とケアマネ」です。

締切は、10月31日です。 お気軽に投稿ください☆

採用された方にクオカード  
1000円分プレゼント☆



E-mail : kouhou@sapporo-cmrenkyo.jp

FAX : 011-792-5140

ホームページ : <http://sapporo-cmrenkyo.jp/>

(札幌ケアマネで検索可)

岡田しげひこ先生の **住宅改修****ワンポイント 講座〈第2回〉**

理学療法士として多方面で活躍されている岡田しげひこ先生（特定非営利活動法人HPT 統括部長）に6回にわたり住宅改修のポイントをご紹介します。

**〈住宅改修ワンポイント ～トイレ～〉**

今回は、トイレの改修のお話をします。

トイレの改修とは、排泄の支援であり、日に何度となく繰り返される自立支援の基本としてとても大事な行為への支援です。病院では見守りの環境の中で「トイレ自立」の評価を得て退院しても、実際の在宅生活での「見守り」は、同居家族の介護負担を引き起こし、独居では転倒につながるため、家族同居・独居どちらにしても、「排泄がうまくいかない」は在宅生活の継続を危うくします。排泄が「見守り」から「自立」になれるよう、住環境の整備でもしっかりと取り組みましょう。

自立した排泄の支援をするためには、本人のこれまでの方法を踏まえ、トイレ内外の移動方法や衣服の着脱姿勢、座位保持状況、後始末動作等について、本人の身体状況に適した一連の動作や方法を検討し、どのような支援が必要か考えましょう。

**1. トイレの改修は、「排泄の支援」と置き換え、取り組もう！**

確かに、「トイレの改修」とそのまま捉えると、トイレ内の手すりの設置等を思い浮かべがちです。

でも、「排泄の支援」と置き換えてみてください。「排泄」は、夜間でいえば、ベッド上で「排泄したい」から始まり、「スッキリした」とベッドにもぐりこむまでが、一連の行為。当然、「寝室」での起居動作から始まり、「廊下」での移動についても検討する必要があります。トイレ内の手すりだけで、終わらせないでね。

**2. トイレ内の手すりの位置は、その手すりをどう使うのかで決めよう！**

- ・立ち上がりの時の手すりの位置は、臀部を浮かすのに最も適した位置まで前方に設置しましょう。（メーカーのカatalogの配置図は、あくまで参考程度）
- ・衣服の着脱や後始末の時の手すりの位置は、その動作を行う時に最も適した位置や角度に設置しましょう。（直立姿勢で設定した手すりは、動作時には使えませんよ）
- ・半身まひの方の衣服の着脱や後始末の時の手すりの位置は、その動作を行う時に寄りかけられる位置に手すりを設置しましょう。  
（例：健側の壁に腰の高さに設置した水平手すりに腰をつけ寄りかかると、姿勢が安定し手すりから手が離せ、行為がしやすくなります）

**こんにちは！役員**

顔の見える関係をコンセプトとして、本会札幌市ケアマネ連協の役員の方々をご紹介します。

**東区支部長 尾崎 哲（勤医協ケアプランセンターみどり）**

前支部長の村山さんから支部長を拝命し自分に何ができるのか模索しながらあっという間に2年が経ちました。今年は支部長2期目として少しは地に足がついた活動を目指してがんばっていききたいと思います。支部役員、支部会員のみなさん、一緒に東区を盛り上げていきましょう。

**白石区支部長 伊藤 和哉（白石区第2地域包括支援センター）**

今年度より白石区支部長を仰せつかりました伊藤と申します。地域包括支援センターのネットワークを活かしながら、少しでも皆さまの日々の業務に役立ち資質向上の一助になるよう努めていきたいと思っております。また、広報委員でもありますので、より良い情報を発信していきたいと思っております。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

## 事例をまとめることの意味と書き方、 そして事例検討

### 《事例をまとめることの意味》

- (1) 「なぜ、その事例を選んだのか」を深めることで意識化されていない課題が見えてくる。その事例に対して「こだわり」や「ひっかかり」があって自分の中で未完了となっている場合には、事例検討を通じて完了することが目標となる。
- (2) 事例をまとめる作業を通して、援助を客観化することで学びにつながる。

### 《事例のまとめ方》

- (1) **心がけること**：事例検討会の参加者に、①利用者のイメージ（その人となり）、②援助経過のイメージ（利用者と援助者とがどのように向き合い取り組んできたのか）、が豊かに描かれるような事例をまとめることを心がける。
- (2) **事例検討提出の仕方**：事例の基本情報、検討して欲しい内容（援助経過含む）等を書きだす。事例報告する際には、書き表せなかった部分を口頭で付加しながら表現し、参加者がより豊かなイメージをもてるようする。
- (3) **事例の書き方**：次の手順で事例を記載することを心がける。

#### ①事例にタイトル（標題）をつける

事例を表現するためのタイトル（標題）を考える。例えば、「一人暮らしで認知症のある利用者への通所サービス導入までの援助」、「入所後、施設に馴染めず孤立しがちなAさんへのQOL向上に向けた取り組み」など。

#### ②事例の提出理由と検討課題を提示する（5、6行程度）

この事例を提出することにしたのはなぜか、この検討会で何を検討して欲しいのかを箇条書きで列挙する。短時間のカンファレンスで目標達成するためには、検討事項を簡潔に、かつ明確に提示するのが留意点となる。

#### ③機関・施設等の概要

①地域特性、②機関・施設等の特徴、③事例提出者の立場、などを必要に応じて記載する。

#### ④事例の概要

- 1) 基本情報 … 利用者名（例えばAさん、イニシャルは使わないこと）、性別、年齢など  
※場所や個人が特定されるような情報の提供はしない。
- 2) 紹介経路 … いつ、誰（どこ）から、どのような経路、経過で依頼があり、どのような内容を引き受けたのか、書く。
- 3) 疾病・診断名、既往歴 … 事例検討に必要な範囲で記載する。
- 4) 現在の身体・機能的側面の状況、精神・心理的側面の状況・状態  
ADL、IADLの状況、認知症の有無とその程度、介護保険の要介護状態等区分、障害者手帳の有無とその等級、本人の意向、障害受容の状況
- 5) 生活歴、職業歴 … 利用者のイメージを豊かにする上で重要
- 6) 家族歴と家族状況 … 図（ジェノグラム、エコマップ等）で示すとわかりやすくする。
- 7) 支援経過
  - ①初回面接：いつ、どこで、だれと、どのような内容について話したのか、また、支援者が利用者から受けた印象などを書く。
  - ②支援経過：支援の経過を節目ごとに小見出しをつけまとめていくといいです。例えば、「第1期、ホームヘルプサービス導入開始まで」「第2期、通所サービス利用開始まで」あるいは「第1期、入所1週間」「第2期、他入所者とのトラブル発生とその対応」「第3期、個別支援計画の修正まで」。
 より詳細な情報が必要な場合は、添付資料としてまとめる。例えば、支援経過の転機となった場面について、どのようなやりとりが支援者と利用者との間であったかを逐語的に示す。
- 8) 考察 … 事例提出者としては、振り返ってどのように感じているのか、事例検討で参加者から特に意見を欲しいと考えている点を書きだしていく。

## ケアマネ奮闘記 ①

けいら 居宅介護支援事業所 計良 周

平成28年4月より居宅介護支援事業所を開設し事業を行っております。

元々、平成28年3月まで作業療法士として医療の亜急性期や訪問リハビリに従事しており、利用者により近い立ち位置から包括的にサポートできること、医療と介護をつなげる役割を担いたいと思いケアマネジャーをさせていただいております。

私は「迅速に」「予後予測をしながら、相手の立場になって」を目標としています。前者は以前の業務でも感じましたが、医療や在宅で私たちを必要としている方は相談や入院しに来た時が一番困っていることが多く、できるだけ早くニーズを的確に把握し困っていることを解決することが重要と考えるからです。後者は日々利用者の状態は変わりますが、それをどこまで予測してケアプランを立案し利用者やご家族に同意を得れるかによって、生活状況や身体機能が変わったときも不安を感じる 경우가少ないと考えます。

事業所を開設したばかりで管理業務や法令遵守の確認もあり忙しい日々を送っています。そんな中、利用者や家族の不安な時間を早期に解消し、納得した在宅生活を送れるようサポートした結果得られる、「笑顔」や「感謝の意」に触れたときにはこの仕事のやりがいを感じられる時もあります。

今後は、多くの利用者に関わりあいながら利用者の心の琴線に触れられるような対応や行動ができること、医療と介護が切れ目なく連携できる方法を考えて日々の業務に取り組んでいきたいと思っています。



## ケアマネ奮闘記 ②

西野ケアセンター 橋本 江美

福祉職に就き18年、その間、他業種にて就業した事もありましたが、ほとんどの時間を沢山の高齢者の方々と過ごさせて頂きました。そして、平成26年9月～施設ケアマネジャーとして働いています。

私が普段より大切にしていることは「自分を大切にしよう」ということです。それは「人を大切にしよう」ということへの一番の近道だからです。

私自身、「仕事をしている自分」以外にも「母としての自分」という大切な役割を担っています。又、その事が自分を大きく成長させそのどちらともが自分自身を支えてくれています。どちらも手を抜かず大切にす為、家族や上司・同僚等、沢山の人の助けられ、日々感謝し過ごしています。そして、そんな自分自身の生活＝ご利用者一人一人への理解に繋がっていくと感じています。

今、目の前にいる利用者が何を大切に、どんな生活を送り今があるのか？常に考え模索しケアプラン作成に活かす事で人生で最も大切な時間を過ごされている方々の「今」が有意義で充実した時間になっていくお手伝いできればと思います。

施設ケアプランは居宅ケアプランよりも資源が限られておりパターン化しやすい傾向があります。そんな中、ご利用者本人やご家族、介護・看護等の現場スタッフとのコミュニケーションを密にし、一緒に「ここからできる生活」の実現をめざし試行錯誤して行ければと思います。私はケアマネジャーとして「ケアプラン作成」という手段を持って貢献できるよう努めていきたいと思っています。



『日本介護支援専門員協会全国大会(第10回) in 北海道』

日程：平成28年10月15日(土)・16日(日)

会場：ロイトン札幌(札幌市中央区北1条西1丁目)

日本介護支援専門員協会全国大会in北海道 実行委員長 乙坂 友広  
(札幌市介護支援専門員連絡協議会 副会長 / 研修委員長)

皆様、お仕事ご苦労様です。

いよいよ10月に入りました。お手元に届く時は、開催直近かと思います。

9月12日に事前受付を締め切りましたが、おかげ様で700名を超える参加申し込みをいただきました。今回は、北海道札幌開催という事で、北海道らしさを存分に出す事をテーマに取り組みました。厚生労働省老健局振興課課長補佐の佐藤美雄様による基調講演、シンポジウムでは、北海道で頑張っている方として、前沢先生、HITの五十嵐様、難病連の伊藤様と、日本介護支援専門員協会副会長の中林氏による、「介護支援専門員にとっての志とは？ 公正中立のエビデンス・・・」とし、介護保険制度創設からこれまでの経過等を踏まえて他では絶対に聞けな事が出ない、本音トークが聞けるかも？しれません。

又、ここ最近ではテレビや新聞等メディアで引っ張りだこの、夕張市長の鈴木直道氏による、記念講演もとても楽しみな内容です。


しかし、もっと驚く事が分科会です。この大会では、想定していた数よりも演題申し込みが多く、分科会を1つ増やして6つの会場で行われる事となります。1つの分科会あたり10演題発表と、これまでの全国大会には無い大きな規模で行われます。

会場のロイトン札幌は、3階のエントランスが協賛ブースで一杯になっており、最新の福祉機器等に触れる事も可能かと思えます。

懇親会は、いくら丼をメインに、食で勝負します。

台風等の影響で、北海道にも大きな被害が出ていますが、道内各地からこの大会に参加する方も沢山います。札幌にいる皆さんも、この機会に全国各地のケアマネジャーと知り合いになり、ネットワークを広げませんか？

当日、私をはじめ、札幌市介護支援専門員の有志がスタッフとして会場内で動いていますので、参加される方は気軽にお声かけください。

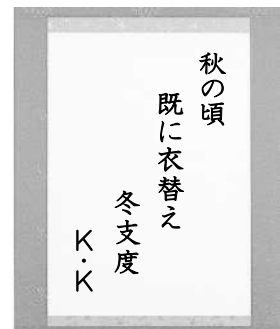
- 研修会等の最新情報は、会ホームページをご覧ください。ケアマネ求人情報も掲載しています。 
- ケアマネSAPPOROへのご意見やケアマネとしての経験談(うれしかったこと、失敗談などなど)をお気軽にお寄せください。



ケアマネSAPPORO102号 (2016年10月1日発行)

発行元：一般社団法人札幌市介護支援専門員連絡協議会  
 編集：一般社団法人札幌市介護支援専門員連絡協議会 広報委員会  
 広報委員長：長崎 亮一  
 広報委員：南 靖子 宮川 亮一 姉崎 重延 鈴木 晴美  
 伊藤 和哉 和田 賢太 飯田 裕一 藤川 宏子

E-mail : kouhou@sapporo-cmrenkyo.jp ホームページ : http://sapporo-cmrenkyo.jp/ (札幌ケアマネで検索可)



ケアマネ川柳